

金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

令和元年7月16日

金武町長 仲間 一

金武町規則第14号

金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会の組織及び運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、庁舎建設に向けた用地の選定を円滑に進めるために、金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会（以下「用地委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 用地委員会は、町長の諮問に応じ、金武町複合庁舎（仮称）（以下「複合庁舎」という。）の整備に関し、次に掲げる調査及び審議を行うものとする。

- （1）複合庁舎の用地選定に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組織）

第3条 用地委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）副町長
- （2）教育長
- （3）知識経験者
- （4）金武町議会議員のうちから議会が指名する者
- （5）各区々長の代表
- （6）その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 用地委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は教育長をも

って充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 用地委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 用地委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 用地委員会の庶務は、総務課において処理する。

(費用弁償)

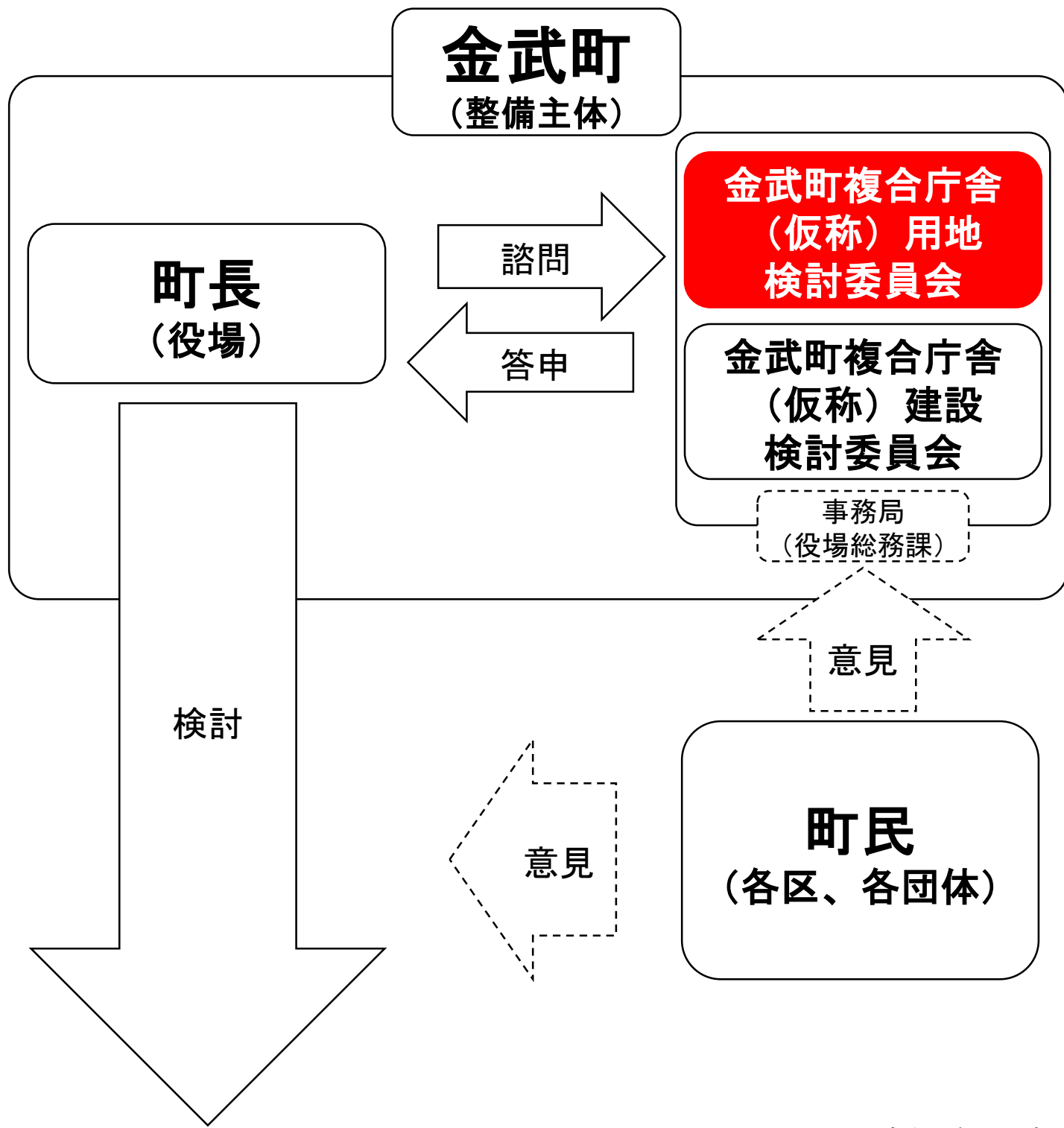
第9条 委員の費用弁償の支給は、金武町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年金武村条例第40号)別表第1中「その他の委員」の項を適用し、知識経験者については、予算編成方針謝礼金基準表の官公庁の管理職、専門職等、その他の職種を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金武町複合庁舎(仮称)整備スケジュール

	平成30年度			令和元年度					令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度																												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
計画・構想 検討委員会 市民説明会 パブリックコメント				検討委員会 ●11月 町長説明 ●12月 町長説明					検討委員会																																											
				役場内検討会議 ●12月 基本構想決定															<基本設計等、進捗状況把握・確認>																																	
設計・監理 基本構想 基本設計 実施設計 工事監理				<各区、各団体>					町内ヒアリング・町民説明会 等					基本設計パブコメ																																						
				基本設計及び用地測量設計委託料の6月補正準備					選定方法の確認・資料作成					6月補正により予算取得。基本設計設計者選定					基本設計、土質調査(ボーリング調査)、 用地測量設計(地籍測量)					実施設計					工事監理																							
														不発弾事業申請					磁気探査業務																																	
									事業同意交渉					譲渡所得の課税の特例の適用に関する確認、 用地交渉開始、土地売買契約締結																																						
調査業務等														不発弾事業申請					磁気探査業務																																	
用地取得									事業同意交渉					譲渡所得の課税の特例の適用に関する確認、 用地交渉開始、土地売買契約締結																																						
関係機関連手統・調整 防衛関係 農地法 土地収用法 租税特別措置法 開発許可 建築確認																																																				
				土地鑑定評価確定					事前調整開始					事業認定					国税事前調整																																	
				事前調整開始					登記申請					里道用途廃止					開発基本計画審査					開発申請					完了公審前の建築申請 建築確認					建物中間検査					開発完了 建物完了検査													
建設工事																			造成工事					入札・仮契約					建築・電気・機械設備工事					入札					造成(外構)工事					庁舎供用開始 引越作業								



～令和2年3月末

金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会の検討スケジュール

第1回	10月	・自由意見交換
第2回	10月 28日	・町長から委員会への諮問 ・金武町複合庁舎（仮称）の用地選定に係る基準（案）の検討 ・複数候補地の選定
第3回	11月	・複数候補地の視察 ・金武町複合庁舎（仮称）の用地選定に係る基準（案）の精査、決定 ・金武町複合庁舎（仮称）の用地選定に係る基準（案）に基づいた候補地の審査 ・予定地候補の選定（可能な限り1ヶ所） ・答申素案の検討
第4回	12月	・予定地候補の精査 ・予定地の選定 ・答申案の検討、取りまとめ ・町長への答申
第5回	1月	（予備）

令和元年度中

答申を基に、金武町役場にて
「金武町複合庁舎（仮称）整備基本構想」
とりまとめ・公表

令和2年度

「金武町複合庁舎（仮称）整備基本構想」を基に随時検討（P）

金武町複合庁舎（仮称）整備に関するこれまでの主な経緯

時期	経緯
昭和 55 年	現行本庁舎供用開始。
平成 11 年～	<p>地方分権一括法の成立を端緒とする地方分権改革の推進に伴い、国及び県からの事務・権限の移譲が進展。業務量の著しい増加により、既存の施設のみでは行政機能が収まらなくなったため、一部事務機能を役場本庁舎から分離される。</p> <p>事務機能が分散したことによる手続の不便さや狭隘な施設に関する苦情が寄せられるようになり、新庁舎の建設を望む声が高まるものの、財源確保の目途が立たず検討は進展せず。</p>
平成 19 年 10 月	<p>自衛隊によるキャンプ・ハンセンの共同使用を受け入れるに当たり、防衛省沖縄防衛局に対して新庁舎建設の費用を負担するよう金武町役場が要請を行う。</p>
平成 24 年 6 月	<p>窓口業務を同一庁舎へ集約すべく、民間資金を活用した庁舎増設を検討。</p> <p>雄飛荘及び當山記念館を解体し、その跡地に庁舎を増設する計画であったが、「當山記念館を存続させる会」からの陳情書の提出及び 5,000 名余の署名が集まったこと等を踏まえ、増設規模を縮小する計画に変更。民間事業者との調整が難航したため計画見直し。</p>
平成 30 年 5 月	<p>嘉手納以南米軍基地機能のキャンプ・ハンセンへの受入れの前提条件として、仲間一町長から新庁舎建設のための費用負担等を求める要請書を内閣官房長官に対して手交。</p> <p>金武町議会からも同内容を求める要請書を内閣官房長官に対して手交。</p>
	防衛省から再編推進補助金を用いた庁舎整備の打診。
平成 31 年 3 月	<p>仲間一町長による平成 31 年度施政方針演説において、米軍再編計画に伴う統合計画に関する要望事項のひとつである金武町複合庁舎の建設について、関係機関と連携して取り組んでいく旨が表明される。</p>

金武町役場庁舎等主要施設の状況

	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	管理課
①	金武町役場	字金武 1	4, 118. 32	総務課
②	金武町役場 保健福祉課	字金武 48	285. 69	保健福祉課
③	金武町ダム事務所（水道課）	字金武 4-1	165. 00	総務課
④	倉庫（金武町役場駐車場内）	字金武 9	148. 25	総務課
⑤	金武町総合保健福祉センター	字金武 1842	3, 439. 45	保健福祉課
⑥	金武町立中央公民館（2階）	字金武 7758	166. 25	社会教育課
⑦	町史編さん室	字金武 4380	849. 50	社会教育課
⑧	當山記念館	字金武 4	161. 98	社会教育課
			9, 334. 44	